

(報告) 微量 PCB 含有電気工作物に係る取扱いについて

平成 26 年 7 月 17 日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

- 微量ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染廃電気機器等 (トランス、コンデンサ、遮断器等) は、現状国内に 160 万台存在すると推定され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により平成 39 年 3 月末までに処理することが求められており、その迅速化が必要である。
- 一方、PCB などの有害廃棄物の処理にあっては、環境や人への影響の最小化を前提に、リスクに応じた合理的な処理対象のあり方を求める声があり、平成 26 年 6 月 13 日に規制改革会議にて第 2 次答申が行われ、6 月 24 日に閣議決定された規制改革実施計画において以下が決定された。

[事項名]

微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入② (使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み)

[規制改革の内容]

使用中の微量 PCB 含有電気機器 (以下、「使用中機器」という。) について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用して PCB を無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。

[実施時期]

平成 26 年度措置

※課電自然循環洗浄法の概要は次頁

2. 現行制度

- 電気事業法においては、使用中の電気工作物が 0.5mg/kg を超える PCB を含有するものであることが判明した場合等には設置者が国に届け出ることを義務付けているが、当該電気工作物に含まれる PCB 濃度を低減した場合でも、無害なものとして取扱う仕組みはない。
- また、当該電気工作物が廃棄物となった際にも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物として扱われ、管理及び処理コストの負担が生じている。

3. 検討の際の考え方

- PCB 無害化技術として環境省による技術評価が終了したトランスに適用する「オンサイト式課電自然循環洗浄法」等の無害化技術を活用し、環境保全と電気保安を確保して使用中の微量 PCB を含有する電気工作物を無害化する手順について、今後、学識経験者、産業界、環境省等とともに検討し明確化を図る。また、当該手順によって無害化した電気工作物については、PCB を含有するものとして扱わないこととする。

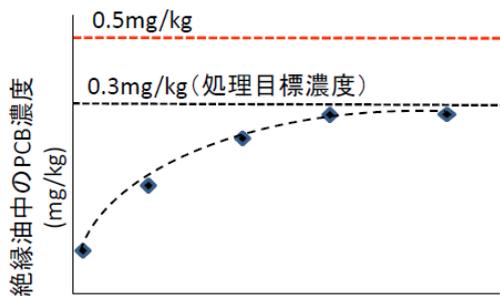
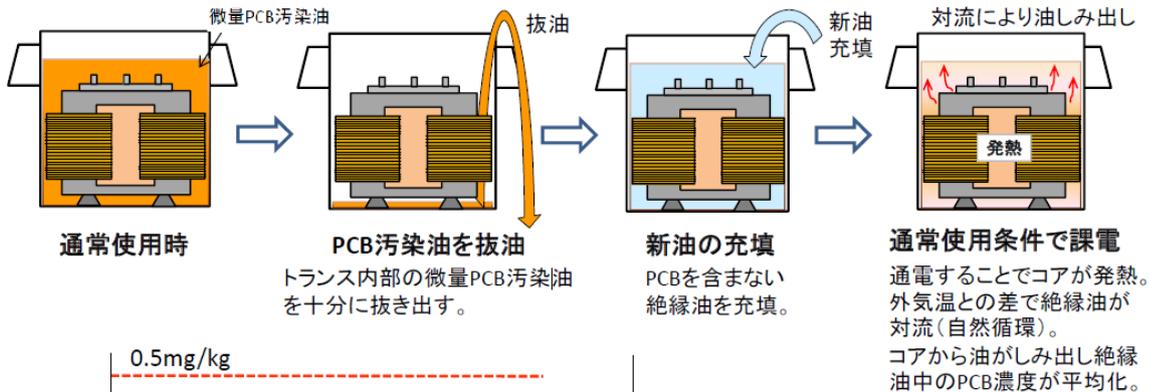
4. スケジュール

- 平成26年7月 電力安全小委員会に検討の方向性を報告
- 次回以降の電力安全小委員会に検討結果を報告し、平成26年度内に措置を講じる

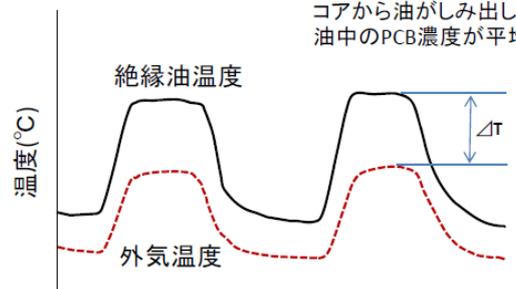
課電自然循環洗浄法の概要

【原理】

トランスの部材別に解体しないで、課電により機器内部を発熱させ、外気温と油温の差により洗浄油を自然循環させ電気機器の部材のPCBを油に洗い出す方法。



絶縁油中のPCB濃度の推移



課電時の絶縁油温度と外気温の推移

出典：環境省第5回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討会資料より